

【資料 1】

HPVワクチンキャッチアップ接種周知啓発業務委託企画提案競技実施要領

この要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する「HPVワクチンキャッチアップ接種周知啓発業務委託」（以下「本委託」という。）に係る企画提案を広く募集し、総合的な審査により委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務概要

(1) 委託名称

HPVワクチンキャッチアップ接種周知啓発業務委託

(2) 業務内容

別添【資料 2】業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 1 月 3 1 日まで

2 委託業務の契約上限額

5, 5 2 4, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

3 実施日程

(1) 公募開始（実施要領等の公開）	令和 6 年 7 月 8 日(月)
(2) 実施要領等に関する質問の受付	令和 6 年 7 月 1 0 日(水)午後 5 時まで
(3) 上記質問に対する回答	令和 6 年 7 月 1 2 日(金)
(4) 参加資格確認申請書の提出期限	令和 6 年 7 月 1 7 日(水)午後 3 時まで
(5) 参加資格の確認結果通知	令和 6 年 7 月 1 8 日(木)
(6) 企画提案書等の提出期限	令和 6 年 7 月 1 9 日(金)午後 5 時まで
(7) 審査（プレゼンテーション）の実施	令和 6 年 7 月 2 3 日(火)
(8) 審査結果の通知	令和 6 年 7 月 2 5 日(木)
(9) 契約締結	令和 6 年 7 月下旬予定

4 参加者の資格に関する事項

本委託に関する企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる参加資格要件（以下「参加資格」という。）の全てを満たす者で、かつ、秋田県知事に参加資格確認申請書を提出し参加資格を認められた者とする。

(1) 単独企業による参加

ア 秋田県内に本社、支社又は営業所を有する者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者、再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けたものを除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けたものを除く。）でないこと。

エ 参加資格確認申請書の提出日において、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者であること。

オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。

キ 本委託の実施について、県の要求に応じて速やかに、かつ日本語で対応できる体制を整えている者であること。

(2) 共同企業体による参加

ア J Vを構成する者のうち、代表者が4（1）のアからキの全てを満たしていること。

イ J Vを構成する全ての者が、4（1）のイからキまでを満たしていること。

(3) 留意事項

J Vの構成員である者は、単独参加及び他のJ Vの構成員としての参加はできない。

5 企画提案競技の手続等に関する事項

(1) 事務局

秋田県健康福祉部保健・疾病対策課

健康危機管理チーム（秋田県庁舎2階）

所在地 〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

電話 018（860）1427

FAX 018（860）3821

メールアドレス hoken@pref.akita.lg.jp

(2) 企画提案競技に関する書類の交付

企画提案競技に関する書類は、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の保健・疾病対策課のページ及び「電子手続き・入札・補助金等」－「電子入札・入札・コンペ」の「コンペ情報」に掲載する。

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は【様式1】企画提案競技実施要領等に関する質問票により受け付ける。

ア 受付期限

令和6年7月10日（水）午後5時まで

イ 提出先

秋田県健康福祉部保健・疾病対策課健康危機管理チーム

ウ 提出方法

電子メールによること。

エ 質問への回答

秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の保健・疾病対策課のページ及び「電子手続き・入札・補助金等」－「電子入札・入札・コンペ」の「コンペ情報」に掲載する。

オ 回答日

令和6年7月12日（金）

(4) 参加資格の確認

企画提案競技に参加しようとする者は、次の書類を提出期限までに事務局に持参又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出書類

(ア) 【様式2】 企画提案競技参加資格確認申請書

(イ) 【様式3】 会社概要整理票

(ウ) 【様式4】 事業共同体結成届（JV参加の場合のみ）

(エ) 【様式5】 過去2年間の主要業務実績書（同種業務の実績を記載）

(オ) 【様式6】 参加資格確認申請書受付票

イ 提出期限

令和6年7月17日（水）午後3時まで

ウ 提出方法

(ア) 持参の場合は、平日午前9時から午後5時までに事務局に提出のこと。

(イ) 郵送の場合は、封書に「HPVワクチンキャッチアップ接種周知啓発業務委託 企画提案競技参加資格確認申請書在中」と明記の上、書留にて期限までに事務局に必着で提出のこと。

エ 参加資格の確認結果

令和6年7月18日（木）に電子メールにより通知を行う。

オ 参加資格の喪失等

(ア) 提出期限までに書類を提出しない者は、企画提案競技に参加することができない。

(イ) 参加者は、参加資格確認後に資格要件のいずれかに該当しなくなったときは、参加資格を失う。

(ウ) 参加資格確認申請書に虚偽の記載があった場合は、参加資格を取り消す。

(エ) 参加資格確認後に都合により企画提案競技への参加を辞退する場合には、企画提案書等の提出期限までに辞退届（任意様式）を提出すること。

(5) 企画提案書及び見積書等の作成・提出

参加者は、次の書類を提出期限までに、持参又は郵送により事務局へ提出すること。

ア 提出書類

(ア) HPVワクチンキャッチアップ接種周知啓発業務委託企画提案書（以下「企画提案書」という。）

・企画提案書には、次の事項を必ず記載すること。

- a 業務の実施体制
- b 国又は地方自治体から受託した周知啓発業務の主な実績（過去2年間）
- c 仕様書に記載のない事項で、効果的な独自提案がある場合は、その具体的な内容
- d スケジュール

・企画提案書には、以下の資料を添付すること。

- e-1 以下の①・②の情報を県民に周知するためのポスター（A3縦）、新聞5段広告及びテレビCM（静止画、ナレーション15秒を想定）のデザイン案
- e-2 以下の①・②の情報を接種対象者に周知するためのインターネットのディスプレイ広告の絵コンテ
 - ①令和7年3月31日にHPVワクチンキャッチアップ接種期間の終了が迫る中、3回の接種を完了するまで約6か月かかること
 - ②平成9年4月2日から平成20年4月1日生まれの女性で過去に合計3回の接種をしていない人がHPVワクチンキャッチアップ接種の対象であること
- e-3 効果的な工夫や独自性を表す資料
- f bにおいて、周知啓発業務として作成された動画がある場合は、そのデータを保存したDVD等（インターネット上で当該動画を視聴できる場合は、そのページへのアクセス方法を確認できる資料）（1件まで）

(イ) 見積書

企画提案の内容を実施するための費用（総額は、2に示す契約上限額を超えない範囲とし、内訳も示すこと。）を明らかにすること。

(ウ) 「女性の活躍推進」に関する取組を評価する資料（加点を希望する者のみ）

- a 労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定・変更届の写し
- b 知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定（※1）通知書の

写し

- c 法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール）に関する認定通知書の写し
- d 秋田県知事表彰（※2）の受賞に関する表彰状の写し（写真可）

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※2 「秋田県知事表彰」は、「女性の活躍推進企業表彰」「子ども・子育て支援知事表彰」「男女共同参画社会づくり表彰」とする。

(エ)「賃金水準の向上」に関する取組を評価する資料（加点を希望する者のみ）

- a 直近年及びその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調査合計表」
- b 事業者が給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率について事前に割合を計算した資料（任意様式）

イ 提出期限

令和6年7月19日（金）午後5時まで

ウ 提出方法

- (ア) 持参の場合は、平日午前9時から午後5時までに事務局に提出のこと。
- (イ) 郵送の場合は、封書に「HPVワクチンキャッチアップ接種周知啓発業務委託企画提案書在中」と明記の上、書留にて提出期限までに事務局に必着で提出のこと。

エ 提出部数

- (ア) 企画提案書 正本1部、副本5部
副本のうち1部は、綴じ合わせず、ダブルクリップ等でとめて提出すること。
- (イ) 企画提案書の添付資料 正本1部、副本5部
- (ウ) 見積書 正本1部
見積書（秋田県知事あて）に所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記入し、提出すること。
- (エ) 「女性の活躍推進」に関する取組を評価する資料（該当者のみ） 正本1部
- (オ) 「賃金水準の向上」に関する取組を評価する資料（該当者のみ） 正本1部

オ 留意事項

- (ア) 提出できる企画提案書は、1案とする。
- (イ) 提出期限までに企画提案書等を提出しない者は、辞退したものとみなす。
- (ウ) 一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

(エ) 企画提案書のサイズ等は原則としてA4判、横書きとする。

(オ) 企画提案書の作成に当たっては、仕様書及び質問に対する回答を熟読すること。

カ 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

(ア) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

(イ) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

(ウ) その他、企画提案競技に関する条件に違反した提案

6 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 企画提案競技の審査

委託候補者の選定は、【資料3-1】企画提案競技審査委員会設置要領に基づき、次のとおり行う。

(2) 審査

ア 日程 令和6年7月23日（火）

※時間等は各参加者に別途連絡します。

イ 方法 企画提案書及びプレゼンテーションによる審査

ウ プレゼンテーション

プレゼンテーション、質疑応答を含め、1社30分とします。（プレゼンテーション15分、質疑応答15分程度）

なお、会場にはパソコン（Windows10、Microsoft365）、スクリーン及びプロジェクタを準備します（持ち込みも可）。

(3) 委託候補者の選定方法

企画提案競技審査委員会における審査結果の第1順位者を、委託候補者として選定する。審査の結果は、決定後速やかに、各参加者に電子メールで通知するほか、別途書面による通知を行う。

なお、企画提案の内容を実施するための費用の総額が契約上限額を上回る場合には、審査の対象外とする。

(4) 苦情申立て

審査結果に関して不服がある場合には、当該通知の翌日から起算して2日（秋田県の休日を含む）以内に、県に対して書面（任意様式）により申立てをすることができる。

7 契約に関する事項

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約保証金について

本委託の受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第177条第1項により、契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として県に納付する必要がある。ただし、秋田県財務規則第178条第3号により、契約の相手方が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を複数回にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合はこれを免除する。

(3) 企画提案の取扱い

企画提案書等に記載された事項は、仕様書と合わせ契約時の仕様書として取り扱うものとする。ただし、本委託の目的達成のために必要と認められるときは、県と委託候補者との協議により契約締結段階において内容の一部を追加、変更又は削除し、委託内容を確定させることができるものとする。

8 公正な企画提案競技の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしてはならない。
- (2) 参加者は、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならない。
- (3) 参加者は、委託候補者の選考前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 その他

- (1) 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書等の取扱い
 - ア 参加者が県に提出した企画提案書等の提出書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
 - イ 提出書類は返却しない。
- (3) 提案内容に含まれる著作権など、法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。
- (4) 本件の企画提案に係る一切の経費については、参加者の負担とする。